

台風による被災住宅の修繕はお済みですか (工事完了報告の期限にご注意ください)

◎令和元年台風第15号からの一連の災害により被災した住宅の修繕費用を補助する制度です。

VOL.8(令和3年1月)

○補助金の申請受付期限を令和3年2月26日(金)まで延長しました。(修理工事が完了し実績報告書が提出できる方。)
なお、既に申請された方で修理工事が完了した実績報告書の提出期限は令和3年2月26日(金)までです。

補助金の概要

○補助金を受ける要件

- ・災害時に居住していた住宅で、居住し続けるために修理を行うもの。
- ・修理業者さんや大工さんに依頼した工事のうち、補助対象工事が10万円以上であること。
- ・令和元年台風15号から一連の災害での修理を対象としますが、補助の対象となる工事、対象とならない工事があります。

○補助金の額

- ・補助金額：住宅の修繕工事に要する費用の20% (1,000円未満切り捨て)
(見積額ではなく、実際にお支払いされた額から計算します。)
- ・補助金限度額：**50万円**

○補助金のお手続きについて

- ・補助金の申請受付期限を令和3年2月26日(金)まで延長しました。(修理工事が完了し、実績報告書まで提出できる方に限ります。)

なお、既に申請された方で修理工事が完了した実績報告書の提出につきましても、令和3年2月26日(金)までとなっておりますので、ご注意ください。(裏面の「補助金のお手続きが完了しない皆様へ」をご参考ください。)

- ・補助金の申請には裏面に記載された書類が必要になります。
(修理業者さんにご記入いただく書類があります。)

※なお、申請にあたって必要となる「^{りさいしょうめいしょ}罹災証明書」につきましては、「被害状況がわかる写真」、「印鑑(認め印可)」、「本人確認ができるもの(免許証やマイナンバーカード)」の3点を持参のうえ、税務課資産税班へお越しくください。

相談受付日時：平日(土・日、祝休日を除く)午前9時～午後5時

相談受付窓口：役場庁舎 2階 都市建設課 (お問い合わせ先 都市建設課管理計画班 TEL: 84-1217)

～ 補助金のお手続きが完了しない皆様へ ～

令和元年台風第15号からの一連の災害による被害が甚大であったことや、新型コロナウイルス感染拡大により、修理業者の手配がつかないというご相談をいただいております。

よって、補助金の申請受付期限を令和3年2月26日（金）まで延長しました。（修理工事が完了し、実績報告書まで提出できる方に限ります。）

既に申請された方で、修理工事の完了実績報告書の提出期限につきましても令和3年2月26日（金）までとしております。なお、完了している修理工事（完了後の写真の撮影や領収書が発行できるもの）について、補助を受けることができますので、修理業者さんにご相談いただき期限までに下記の「補助金の申請に必要な書類」をご提出くださいますようお願いいたします。

○補助金の申請に、下記の書類が必要になります。

また、申請いただく際にご記入いただきます書類につきましては、役場・都市建設課にてご案内させていただきます。

このほか、修理業者が代理で申請を行う際には委任状、借家などを居住者で修理する際は大家の同意書が必要になるなど、別途ご用意していただく書類が発生することがあります。

修理業者にご記入いただく補助金の様式や、契約書（または請書）及び領収書をご用意いただく必要がありますので、事前に修理業者にご相談ください。

○補助金の申請に必要な書類

1. 罹災証明書（税務課）
2. 修繕工事前の被災状況がわかるカラー写真（A4コピー可能なもの）
3. 業者が作成した内容や金額の内訳がわかる見積書
4. 印鑑（認め印可）
5. 通帳などお振込先のわかるもの
6. 修理見積書【補助金】第3号様式（その2）
7. 耐震性等の向上に資する補修確認書（屋根や外壁の修理がある場合）
8. 契約書または請書
9. 領収書
10. 修繕工事が完了した状況がわかるカラー写真（A4コピー可能なもの）

6. と7. の様式は、役場に備えています。町のホームページからもダウンロードできます。

※デジタルカメラやスマートフォンで撮影した写真は、写真屋さんやコンビニエンスストアなどで印刷したものをお持ちください。

修理工事が完了した際に、お見積りと実施した修理工事の内容や金額に変更が生じた場合は、「変更承認申請書」をご記入いただきますので、役場・都市建設課でご案内いたします。

○補助金の申請様式や補助対象工事・対象外工事については、横芝光町のホームページに掲載しています。（「サイト内を探す」から「被災住宅に対する支援制度」で検索をお願いします。）

～ 修理業者の皆様へ（お願い） ～

令和元年台風第15号からの一連の災害に係る補助金の申請書類の作成にご協力いただきまして、ありがとうございます。被災者の皆様からのご相談で、不明な点などございましたら、役場・都市建設課までご連絡くださいますようお願いいたします。